

2025年4月1日

東京都千代田区大手町一丁目2番1号  
出光興産株式会社  
代表取締役社長 酒井 則明

## 吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2024年11月19日付で、RSリニューアブルズ株式会社（以下「RSリニューアブルズ」といいます。）との間で、吸収合併契約を締結し、当社を吸収合併存続会社、RSリニューアブルズを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関する事後開示事項（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項）は、以下のとおりです。

### 1. 本合併が効力を生じた日

2025年4月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

#### (1) 会社法第784条の2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

RSリニューアブルズは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定による請求はありませんでした。

#### (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本合併は、RSリニューアブルズにおいて会社法第784条第1項の規定が適用されるため、会社法第785条の規定による請求権は認められておらず、該当事項はありません。

#### (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

RSリニューアブルズは、新株予約権を発行していなかったことから、会社法第787条の規定による手続を実施しておりません。

#### (4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過

RSリニューアブルズは、会社法第789条第2項の規定により、2025年1月17日付で、債権者に対して官報及び日刊新聞紙による公告を行いましたが、法定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社における手続の経過

#### (1) 会社法第796条の2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、当社において会社法第796条第2項の規定が適用されるため、会社法第796条の2の規定による請求権は認められておらず、該当事項はありません。

#### (2) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本合併は、当社において会社法第796条第2項の規定が適用されるため、会社法第797条の規定による請求権は認められておらず、該当事項はありません。

#### (3) 会社法第799条（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2025年1月17日付で、債権者に対して官報及び電子公告による公告を行いましたが、法定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

### 4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併が効力を生じた日に、RSリニューアブルズから、その資産・負債その他権利義務の一切を承継しました。

### 5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く）

別紙のとおりです。

### 6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2025年4月1日（予定）

### 7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2025年1月17日

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

出光興産株式会社

代表取締役社長 木藤 俊一

### 吸收合併に関する事前開示書面

当社は、2024年11月19日、RSリニューアブルズ株式会社（以下「RSリニューアブルズ」といいます。）との間で、吸收合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、当社を吸收合併存続会社、RSリニューアブルズを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を行うこといたしました。本合併に関する事前開示事項（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項）は、以下のとおりです。

#### 1. 吸收合併契約の内容

本合併契約の内容は、別紙1（吸收合併契約書の写し）のとおりです。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は、本合併に際して、RSリニューアブルズの株主に対して、その株式に代わる金銭等の交付をせず、また、本合併により当社の資本金及び準備金の額は増加しませんが、当社はRSリニューアブルズの発行済株式の全部を有していることから、いずれについても相当であると判断しております。

#### 3. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 吸收合併消滅会社についての事項

##### （1）吸收合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

RSリニューアブルズの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙2（計算書類）、別紙3（事業報告）及び別紙4（監査報告）に記載のとおりです。

##### （2）吸收合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社についての事項（吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

2024年3月31日時点の当社及びRSリニューアブルズの貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は、次のとおりです。

	出光興産（連結）	RSリニューアブルズ（単体）
資産の部	5,012,295 百万円	21,399 百万円
負債の部	3,199,763 百万円	18,989 百万円
純資産の部	1,812,531 百万円	2,410 百万円

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産の部及び負債の部に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

これに加え、当社の収益状況、キャッシュフローの状況等に鑑みて、当社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

以上

## 合併契約書

出光興産株式会社（以下「甲」という。）とRSリニューアブルズ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （合併の方法）

第1条 甲と乙は、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

2. 本合併に係る吸收合併存続会社及び吸收合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

#### （1）吸收合併存続会社

商号 出光興産株式会社  
本店 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

#### （2）吸收合併消滅会社

商号 RSリニューアブルズ株式会社  
本店 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

### （合併対価の不交付）

第2条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

### （増加すべき資本金及び準備金の額等）

第3条 甲が合併により増加すべき資本金等の取扱いは、次のとおりとする。

ただし、効力発生日前日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙が、協議の上、これを変更することができる。

#### （1）増加する資本金の額 金0円

(2) 増加する資本準備金の額 金0円

(3) 増加するその他資本剰余金の額 会社計算規則に従い甲が定める。

(効力発生日)

第4条 効力発生日は、2025年4月1日とする。ただし、前日までに本合併に必要な手続が遂行できないときは、甲及び乙が、協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(権利義務全部の承継)

第5条 甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

(合併承認決議)

第6条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれが本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合は、あらかじめ甲及び乙協議し合意の上、これを行うものとする。

(契約の変更又は解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合又は本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生若しくは判明した場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、それぞれ効力を失うものとする。

(協議事項)

第10条 本契約に規定のない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

2024年11月19日

甲 東京都千代田区大手町一丁目2番1号  
出光興産株式会社  
代表取締役 木藤 俊一

乙 東京都千代田区大手町一丁目2番1号  
RSリニューアブルズ株式会社  
代表取締役 笹木 幸司

# 第6期 事業報告書

自 2023年 4月 1日

至 2024年 3月 31日

R S リニューアブルズ株式会社

## 事業報告

当社の第6期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日に至る期間）についての事業の概要を次のとおりご報告申し上げます。

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### （1）事業の経過およびその成果

R S リニューアブルズ株式会社は、2018年1月にソーラーフロンティア株式会社の一部事業（国外向け太陽電池販売事業、国内外における太陽光発電所建設案件の開発・組成等）を新設分割することで設立した会社です。

第6期事業年度の販売及び仕入等の状況、売上高、当期純利益は次のとおりです。

当事業年度は新規発電所の運転開始は無く、既存発電所の安定運転を行ってまいりました。

当事業年度の売上高は、売電収入が増加したことにより、1,109百万円（前期比+4百万円）となりました。

売上原価は、自社保有発電所の修繕費が減少しましたが、O&M業務に要する費用が増加したことにより、579百万円（前期比△1百万円）となりました。

販売費及び一般管理費は、製品保証引当金繰入額が減少したことが主因で721百万円（前期比△426百万円）となり、その結果、営業損益は、191百万円の損失（前期比+431百万円）となりました。

営業外損益は、匿名組合出資の発電所のうち赤磐発電所の修繕費減少により分配利益が増加したことが主因となり、978百万円（前期比+377百万円）の利益となりました。その結果、経常利益は787百万円（前期比+809百万円）となりました。

法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合わせた税金費用は172百万円（前期比+236百万円）となり、以上の結果当期純利益は614百万円（前期比+572百万円）となりました。

#### （2）設備投資等の状況

当事業年度は、重要な設備投資はありません。

#### （3）資金調達の状況

運転資金および設備投資資金は、支払利息の低減を図るため、出光興産株式会社から借入を行っております。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

回次	第3期 2020年度 累計期間	第4期 2021年度 累計期間	第5期 2022年度 累計期間	第6期 2023年度 累計期間
会計期間	自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日	自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日	自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日
売上高 (百万円)	2,086	1,030	1,105	1,109
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	181	733	41	614
一株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	2,925.17	11,827.22	672.70	9,908.05
総資産 (百万円)	24,288	24,897	22,188	21,399

#### (5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

- ①太陽電池の販売、輸入及び輸出。
- ②発電設備設置工事の設計、施工及び監理。
- ③発電設備の管理、賃貸借及び売買。
- ④電気の供給。
- ⑤前各号の事業に関する投資、融資及びコンサルティング。
- ⑥前各号に付帯関連する一切の事業。

#### (6) 重要な親会社および子会社の状況 (2024年3月31日現在)

##### ①親会社の状況

会社名	資本金	親会社の持株比率	主要な事業内容
出光興産株式会社	168,351 百万円	100%	石油製品の精製、販売等

##### 親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社の運営する CMS (キャッシュ・マネージメント・システム) に参加して資金の貸借取引を行っており、取引金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

##### ②子会社の状況

当社はドイツを拠点に欧州地区でのビジネスを管轄する Solar Frontier Europe GmbH を主要子会社として保有しております。

(7) 主要な営業所および工場の状況（2024年3月31日現在）

本社 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

Solar Frontier Europe GmbH

Noerdliche Muenchner Strasse 14A 82031 Gruenwald, Germany

(8) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減数
1名	増減なし

注. 従業員数には、受入出向者の人数を含み、社外出向者および臨時雇いの者、派遣契約の者を除いております。

(9) 主要な借入先および借入額（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
出光興産株式会社	15,417百万円

(10) 重要な後発事象

該当なし。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 200,000株

(2) 発行済株式の総数 62,000株

(3) 株主数 1名

(4) 株主

株主名	持株数	持株比率
出光興産株式会社	62,000株	100%

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役	笹木 幸司		出光興産株式会社電力・再生可能エネルギー事業部国内再エネ課長
取 締 役	池嶋 淳一		出光興産株式会社電力・再生可能エネルギー事業部担当部長
取 締 役	末吉 哲也		出光興産株式会社電力・再生可能エネルギー事業部企画課担当マネジャー
監 査 役	三輪 徳昭		出光興産株式会社電力・再生可能エネルギー事業部管理課長

#### (2) 事業年度中に辞任した会社役員

代表取締役 黒田 雄一 (2023年12月31日辞任)

#### (3) 社外役員に関する事項

該当なし

### 4. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| ①当事業年度に係る会計監査法人としての報酬等    | 8,580千円 |
| ②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 8,580千円 |

#### (3) 非監査業務の内容

会計監査人に対する、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査報酬）としての支払はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合、監査役の同意により会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が適格性および信頼

性等において問題があると認められる場合や、より適正な監査が期待できる等の理由により会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、監査役は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役は当該決定に基づき当該議案を株主総会に諮る方針です。

## 5. 業務の適正を確保するため体制等の整備に関する事項

当社の従業員は代表取締役 1 名（親会社出光興産㈱電力・再生可能エネルギー事業部国内再エネ課長兼務）のみで、親会社へ経営委任および通常業務の業務委託を行っております。

当社の業務体制においては、親会社の全社規程、関係会社規程、および、主管部署の事業部決裁権限に基づき、当社にて独自に定めた決裁権限に従って業務の組織的、能率的な運用を行っております。

当社業務は親会社社員が業務委託契約に基づいて業務執行しているため、基本的に親会社の規程・方針に則って運用しております。

当事業年度において、親会社の内部統制の基本的な考え方（『自己管理』を基本に、内部統制の有効性を確保する）に則り、自主点検リストを活用した点検活動を行っております。

以上

## 附属明細書（事業報告関係）

2023年度事業報告には、会社法施行規則第128条第1項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

R S リニューアブルズ株式会社

代表取締役 笹木幸司 殿

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高島 稔  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、R S リニューアブルズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

R S リニューアブルズ株式会社

監査役 三輪徳昭 殿

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高島 稔  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、R S リニューアブルズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計 算 書 類

第6期

自 2023年 4月 1日  
至 2024年 3月 31日

R S リニューアブルズ株式会社

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流動資産】	[ 832 ]	【 流動負債】	[ 15,731 ]
現金及び預金	0	買掛金	29
売掛金	86	未払法人税等	3
貯蔵品	360	関係会社短期借入金	15,417
未収入金	91	未払金	111
前払法人税等	92	前受金	114
立替金	60	預り金	47
未収収益	54	未払消費税	6
前払費用	86		
【 固定資産】	[ 20,567 ]	【 固定負債】	[ 3,257 ]
(有形固定資産)	( 986 )	製品保証引当金	496
建物・建物付属設備	0	資産除去債務	136
構築物	12	長期預り金	2,623
機械装置	967		
工具器具備品	7		
(無形固定資産)	( 0 )		
その他の他	0	負債合計	18,989
(投資その他の資産)	( 19,579 )	純資産の部	
長期未収入金	1,098	【 株主資本】	[ 2,410 ]
関係会社株式	0	( 資本金 )	( 100 )
投資有価証券	9,586	( 資本剰余金 )	( 356 )
出資金	7,299	その他資本剰余金	356
関係会社貸付金	1,108	( 利益剰余金 )	( 1,953 )
敷金保証金	3	( その他利益剰余金 )	( 1,953 )
長期前払費用	501	繰越利益剰余金	1,953
積立金	3		
繰延税金資産	63		
貸倒引当金	△ 85	純資産合計	2,410
資産合計	21,399	負債・純資産合計	21,399

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

[ 自 2023年4月 1日  
至 2024年3月 31日 ]

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	1,109
売 上 原 価	579
売 上 総 利 益	530
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	721
營 業 損 失 (△)	△ 191
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	66
為 替 差 益	146
匿 名 組 合 投 資 利 益	670
貸 倒 引 当 金 戻 入	100
そ の 他	42
	1,027
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	48
經 常 利 益	787
税 引 前 当 期 純 利 益	787
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4
法 人 税 等 調 整 額	168
当 期 純 利 益	172
	614

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

[ 自 2023年4月 1日  
至 2024年3月 31日 ]

(単位:百万円)

株主資本						
資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100	356	356	1,339	1,339	1,795
当期変動額						
当期純利益			-	614	614	614
当期変動額合計	-	-	-	614	614	614
当期末残高	100	356	356	1,953	1,953	2,410

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式・出資金・投資有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、出資金については、主に各銘柄の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価しております。

##### ②棚卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品

個別法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産・・・・・・・・・・・定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産・・・・・・・・・定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金・・・・・・・・・・・売上債権、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②製品保証引当金・・・・・・・・・過去に販売した製品の無償点検補修費用に備えるため、個別案件毎に将来必要な保証資金を見積り、その金額から、保険金相応額を差し引いた金額を引当計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### ①電力の販売・・・・・・・・・・・当社は電力の販売を行っております。

電力販売に係る収益は、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積り、会計期間に応じた収益を計上しております。収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に受け取るため、重大な金融要素を含んでおりません。

##### ②Asset Management・・・・・・・・・当社は、太陽光発電所のアセットマネジメント業務（発電所の運営・管理業務など）を提供しております。一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

##### ③Operation and Maintenance・・・・・当社は、太陽光発電所の運営・維持管理業務に係るサービス（運転監視、定期点検、場内整備、不具合修繕など）を提供しております。一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ①外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

当社の計算書類は、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は、過去の実績及び事業年度末日現在において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。

その性質上、実際の結果は、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。当社の計算書類に重要な影響を与える可能性のある項目は以下の通りです。

##### (1) 製品保証引当金

###### ①当年度の計算書類に計上した金額

製品保証引当金	496 百万円
---------	---------

###### ②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

製品保証引当金の認識は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 引当金の計上基準 ②製品保証引当金」に記載の通り見積っております。

過去モジュールを販売した顧客から障害報告を受領し、出力検査を実施して補修等が必要と判断された場合に、顧客と保証内容を協議の上で代替モジュールの出荷又は金銭保証等を実施しております。

製品保証引当金は出力検査の結果、実際の出力値が保証値を下回った場合に、引当要素であるモジュール単価等又は金銭保証見込額について、モジュール交換の場合は過去の実績又は直近の業者からの見積り等、金銭保証見込額については契約書に記載された条件に基づいて見積っております。

将来発生した補修費用が顧客との交渉やモジュール市況動向等複合的な要因等により見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

960 百万円
---------

##### (2) 担保に供している資産

未収入金	38 百万円
出資金	242 百万円

##### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	19 百万円
長期金銭債権	1,108 百万円
短期金銭債務	15,503 百万円
長期金銭債務	2 百万円

#### 6. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	3 百万円
販売費及び一般管理費	252 百万円
営業取引以外の取引高	119 百万円

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当事業年度末発行済株式数

62,000 株
----------

#### 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因となった主な項目は次のとおりです。

##### ( 繰 延 税 金 資 産 )

繰 越 欠 損 金	965 百万円
知 内 持 分 讓 渡 益	252 百万円
製 品 保 証 引 当 金	171 百万円
赤 純 匿 名 組 合 利 益 の 調 整	93 百万円
投 資 有 価 証 券 評 価 損	189 百万円
棚 卸 資 産 評 価 損	166 百万円
貸 倒 引 当 金	29 百万円
そ の 他	67 百万円
繰 延 税 金 資 産 小 計	1,937 百万円
評 価 性 引 当 額	△ 1,837 百万円

99 百万円
--------

##### ( 繰 延 税 金 負 債 )

資 産 除 去 債 務	△ 35 百万円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△ 35 百万円

63 百万円
--------

##### 繰 延 税 金 資 産 の 純 額

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、必要な資金を親会社からの借入によって調達しております。借入金の使途は運転資金及び投資資金であります。  
営業債権及び貸付金に係る取引先の信用リスクに対しては、親会社の債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、未収入金、未払金および関係会社短期借入金は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①関係会社長期貸付金	1,108	1,108	-
貸倒引当金（※1）	△ 85	△ 85	-

(※1) 関係会社長期貸付金に対応する個別貸倒引当金を直接控除しております。

(※2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

関係会社長期貸付金は、元本・利息の回収計画を基に、貸付当初の実行利子率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### (注2) 関係会社株式は全て関係会社に対する支出であり、市場価格がないため「(2) 金融商品の時価に関する事項」に記載しておりません。なお帳簿価額は0百万円です。

#### (注3) 投資有価証券は、市場価格がないため「(2) 金融商品の時価に関する事項」に記載しておりません。なお帳簿価額は9,586百万円です。

#### (注4) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（貸借対照表計上額7,299百万円）については、注記を省略しております。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	出光興産㈱	被所有 直接100%	業務委託費 資金の提供	業務委託費（注1）	182 百万円	未払金	67 百万円
				資金の返済（注2）	1,113 百万円	短期借入金	15,417 百万円
				支払利息（注2）	48 百万円	-	-
子会社	NEW NRG03	所有 直接100%	資金の援助	資金の回収（注4）	80 百万円	長期貸付金（注3）	236 百万円
				受取利息（注4）	15 百万円	未収収益	3 百万円
子会社	NEW NRG04	所有 直接100%	資金の援助	資金の回収（注4）	97 百万円	長期貸付金（注3）	322 百万円
				受取利息（注4）	20 百万円	未収収益	4 百万円
子会社	Renewable source	所有 直接100%	資金の援助	資金の回収（注4）	53 百万円	長期貸付金（注3）	549 百万円
				受取利息（注4）	30 百万円	未収収益	7 百万円
兄弟会社	ソーラー フロンティア㈱	-	立替 業務委託費	製品保証支出 (注5)	735 百万円	-	-
				業務委託費（注1）	192 百万円	未払金	13 百万円

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託費については、業務委託の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(注2) 親会社の運営するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に参加して、資金の貸借取引をおこなっております。  
取引金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 子会社への貸付金に対し85百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、100百万円の貸倒引当金戻入を計上しております。

(注4) 貸付金の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注5) 製品等の保証に伴い発生した費用を支払っております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	38,871円	54銭
1株当たり当期純利益	9,908円	05銭

# 計算書類に係る附属明細書

第6期

自 2023年 4月 1日  
至 2024年 3月 31日

R S リニューアブルズ株式会社

# 目 次

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

2. 引当金の明細

3. 販売費及び一般管理費の明細

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

## 1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物・建物付属設備	0	-	-	0	0	0	0
	構築物	15	-	-	3	12	22	35
	機械装置	1,078	3	-	114	967	935	1,902
	工具器具備品	6	2	-	1	7	2	9
	計	1,100	5	-	119	986	960	1,947
無形固定資産	ソフトウェア	0	-	-	0	-		
	その他	0	-	-	0	0		
	計	0	-	-	0	0		

## 2. 引当金の明細

(単位:百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金	160	27	102	85
製 品 保 証 引 当 金	767	69	340	496

(注) 計上の理由及び金額の算定方法は、重要な会計方針（3）引当金の計上基準に記載しております。

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
従 業 員 給 与	9
租 税 公 課	17
賃 借 料	27
保 険 料	64
支 払 報 酬	69
外 注 費	374
保 管 料	5
製品保証引当金繰入額	78
棚 卸 資 産 評 働 損	71
そ の 他	2
合 計	721

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

2024年6月21日

RSリニューアブルズ株式会社  
代表取締役 笹木 幸司 殿

RSリニューアブルズ株式会社

監査役 三輪 徳昭



## 監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務執行について、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、当該期間における監査事項につき、取締役及び使用人等から説明を受け、重要な書類等を閲覧し、監査いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関して指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

計算書類及びその付属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上